

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 49 R0
提出年月日	令和 3 年 9 月 24 日

基本設計方針に係る補足説明資料

目 次

1. 概要	1
2. 基本設計方針の変更前後の記載	1
3. 分割申請における基本設計方針の展開	1
4. 第1回申請から第4回申請までの認可実績を踏まえた基本設計方針の記載方針.....	2
5. 第5回申請で新たに示す基本設計方針	2

1. 概要

本資料は、第5回申請の【基本設計方針】において記載している内容に関して、記載の考え方等について説明するものである。

基本的には共通06「本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類で記載すべき事項」に基づき整理を行うものとするが、ウラン濃縮加工施設においては第1回申請から第4回申請の認可実績を踏まえた分割申請における基本設計方針の展開を説明する。

2. 基本設計方針の変更前後の記載

共通06の方針に基づき以下の考え方（共通06 提出日：令和3年8月18日版の引用）により基本設計方針の変更前後を記載する。

- 変更後の記載については、新規制基準による規則要求の変更有無を踏まえ、「新規制基準の要求により、過去の設計方針からの記載事項の変更が生じるもの」として、様式-7で事業変更許可申請書の本文、添付書類記載事項をもとに設計の概念、基本的な考え方等として基本設計方針に記載する事項とした内容を記載する。
- 変更前の記載については、上述の変更後の記載をもとに、既設工認で設計方針等として示していたもの、明示していないものの既設工認の記載を詳細展開した内容であり、従前から設計上実施していたものを抽出し、記載する。さらに、法令、従前の許可等から同様の設計を行っていた事項、従前から実施していたものが法令変更によって追加記載事項になった事項等についても、記載の適正化として変更前に記載する。
- 具体的に変更前に記載する事項としては、「既設工認に記載されている内容と同様（同義を含む）」、「既設工認に記載されている内容と全く同じではないが、既設工認の記載を詳細展開した内容であり、設計上実施していたもの」、「その他既設工認に記載されていないが同様の設計を行っていたこと等の理由から記載の適正化を図ったもの」である。

3. 分割申請における基本設計方針の展開

共通06の方針に基づき以下の考え方（共通06 提出日：令和3年8月18日版の引用）により基本設計方針の申請書単位での展開の整理を行う。

- 分割申請を行う場合、各申請書において基本設計方針の全ての項目が対象とならないことから、基本設計方針の項目ごとの記載事項とそれが関係する施設、設備及びそれが申請される申請書との関係を明確にする必要がある。

- そのため、基本設計方針は、様式-6, 7での展開を考慮し、要求種別、分割申請全体を考慮したどの申請書で申請するかの設備と紐づくかを明確にする。
- そのうえで、各申請書の対象となる基本設計方針を設定する。
- 基本設計方針の要求種別は、先行する発電炉を踏まえると基本方針（冒頭宣言、定義）、設置要求、機能要求（①又は②）、評価要求、運用要求に分類されるため、申請対象設備との関係で技術基準への適合性をどの申請書で説明するかを設定し、最初に技術基準適合性を説明する申請書で基本方針に係る事項を申請し、要求種別と対象設備との関係を踏まえて、説明が必要な申請書において基本設計方針を展開する。

4. 第1回申請から第4回申請までの認可実績を踏まえた基本設計方針の記載方針

- ウラン濃縮加工施設においては、新規制基準への適合に係る申請として第1回申請から第4回申請までの認可実績があることから、今回の申請においては、第4回申請までに認可を受けた基本設計方針を変更前として記載する。
- また、運用に係る基本設計方針のうち、既に保安規定に定め、運用を開始しているものについては、本施設の方針として既に審査され認可を受けているものであるため、変更前として記載する。

5. 第5回申請で新たに示す基本設計方針

- 第5回申請で新たに示す基本設計方針は、第5回申請に係る項目であるため第4回申請で「次回申請」と示した以下の項目である。

【共通項目】

- 9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止

【個別項目】

- 1.3 均質・ブレンディング設備
- 2.1 貯蔵設備
- 2.2 搬送設備
- 3.2 液体廃棄物の廃棄設備
- 3.3 固体廃棄物の廃棄設備
- 5.3 核燃料物質の計量設備
- 5.4 洗缶設備

- 5.5 除染設備
- 5.6 不法侵入等防止設備
- 5.7 溢水防護設備
- 5.8 通信連絡設備
- 5.9 緊急時対策所
- 5.10 中央制御室